

「朝生田支店」店舗統合のお知らせ

2023年 **4月24日(月)** をもちまして
「朝生田支店」は「石井支店」へ統合させていただきます

お客さま各位

平素は、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫におきましては、**来る2023年4月24日(月)に、「朝生田支店」を「石井支店」へ統合することとなりました。**

「朝生田支店」での窓口営業につきましては、2023年4月21日(金)をもって終了させていただきます。永年のご愛顧に対しまして、深く感謝申し上げます。

統合に際しましては、お客さまには何かとご不便、ご迷惑をおかけすることと存じますが、役職員一同、地域の皆さまのお役に立てるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■店舗移転近郊マップ



	2023年 4月21日(金)まで 変更前	2023年 4月24日(月)以降 変更後
金融機関名	愛媛信用金庫	変更ございません
金融機関 コード	1860	変更ございません
店舗名	朝生田支店	石井支店
店舗番号	043	025
預金種目	変更ございません	
口座番号	変更ございません	

※詳しくは裏面のQ & Aをご覧ください。

「朝生田支店」の 店舗統合に伴うお取引について

統合日 2023年4月24日(月)

朝生田支店で現在お取引をいただいておりますご預金・ご融資のお取り扱い、
「石井支店」へ継承されますのでよろしくお願い申し上げます。

統合後のお取引店(継承店舗)

愛媛信用金庫 石井支店

金融機関コード: 1860
店 舗コード: 025

〒790-0932 松山市東石井5丁目1番28号
TEL (089) 957-1515 FAX (089) 957-1540

店舗統合に関する Q & A

店舗統合日・統合する店舗について

Q1 統合日はいつですか？

A1 2023年4月24日(月)に「石井支店」へ統合いたします。
朝生田支店の窓口営業は、2023年4月21日(金)をもちまして終了させていただきます。

Q2 統合店舗(店舗名称)はどうなりますか？

A2 「石井支店」となります。店舗名(店舗コード)が「朝生田支店」(043)から「石井支店」(025)へ変更となります。

口座番号・通帳・証書・カードについて

Q3 普通預金、当座預金の口座番号は変わりますか？

A3 口座番号の変更はございません。そのままご利用いただけます。

Q4 現在使用している通帳・証書・キャッシュカードはどうなりますか？

A4 現在ご利用いただいている通帳・証書・キャッシュカードはそのままご利用いただけます。
※新しい通帳・証書・カードへの変更をご希望される場合は、窓口までお申し出ください。

自動支払(口座振替)について

Q5 各種料金の自動支払を利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A5 電気、電話などの公共料金や、税金、クレジット、生命保険料などの自動支払につきましては、当金庫にて一括して各収納機関へ届出を行います。機関によってはお客さまからのお手続きが必要な場合がございますので、該当のお客さまには別途ご通知申し上げます。

年金振込について

Q6 年金振込に関して、何か手続きは必要ですか？

A6 当金庫にて一括して変更手続きを行いますので、お客さまのお手続きは不要です。各種共済年金、企業年金等をお受け取りのお客さまにつきましては、各年金支払機関への手続きが必要となる場合がございますので、該当のお客さまには別途ご通知申し上げます。

給与振込・お振込(家賃・販売代金・配当金等)の受取口座について

Q7 給与振込・家賃・販売代金等の受取口座に利用していますが、何か変更手続きは必要ですか？

A7 店舗名の変更により、お勤め先などのお振込み人さまに4月24日以降、振込先支店名を「愛媛信用金庫 朝生田支店」から「愛媛信用金庫 石井支店」に変更していただくようご連絡をお願いいたします。
※6月30日まで支店名を読み替えてご入金させていただきますが、7月1日以降はご入金できなくなります。お早めにご連絡をお願いいたします。

ご融資について

Q8 現在利用している事業融資・各種ローンに関して何か手続きは必要ですか？

A8 変更手続きは必要ございません。ご返済につきましてご指定の口座より従来どおり引落とさせていただきます。

インターネットバンキングをご利用のお客さま

Q9 インターネットバンキングを利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A9 法人および個人インターネットバンキングともに、変更手続きは必要ございません。引き続きご利用いただけますが、4月21日以前のお取引照会・残高照会が行えませんので、お手数をおかけいたしますが、必要に応じて事前にご照会をお願いいたします。また、4月24日以降を指定日とする予約振り込みは受け付けできませんので、4月24日以降にお手続きをお願いいたします。なお、一部変更手続きが必要なお客さまにつきましては、当金庫から別途ご通知申し上げます。

当座勘定をご利用のお客さま

Q10 手形帳・小切手帳は、そのまま使用できますか？

A10 朝生田支店で発行している手形・小切手帳は、4月21日までご利用いただけます。石井支店の新しい手形・小切手帳は事前にご案内いたしますので、4月24日からご利用ください。なお、朝生田支店発行の手形・小切手帳につきましては、統合した後、ご返却いただきますようお願いいたします。

ATMで振込をされているお客さま

Q11 振込カードは、そのまま使用できますか？

A11 振込先が「愛媛信用金庫朝生田支店」となっている振込カードは、4月24日以降「愛媛信用金庫石井支店」を振込先とする新しい振込カードの作成をお願いいたします。なお振込先が「朝生田支店」以外の店舗となっている振込カードは、そのままご利用いただけます。
※6月30日まで支店名を読み替えてご入金させていただきますが、7月1日以降はご入金できなくなります。お手数ですが、お早めに新しい振込カードの作成をお願いいたします。

取引店の変更について

Q12 取引店舗を石井支店以外の店舗に変更したいのですが、手続きはどうすればいいですか？

A12 石井支店以外の店舗でのお取引をご希望される場合は、現在お取引いただいております朝生田支店、またはお取引を希望される店舗にお申し出ください。必要なお手続きについて説明させていただきます。

「愛」ある街のホームドクター

